

より年令が異なります。)

▼**受付期間** 現在受付中 9月下旬まで(種目により異なります。)

▼**試験日** 9月中旬～11月中旬

▼**入隊時期** 平成21年3月下旬予定

▼**お問い合わせ** 自衛隊岡山地方協力本部津山出張所
☎0868・22・563

7または鏡野町役場町民環境課 小椋 ☎0868・54・2984

平成20年度の北方領土返還要求運動の標語募集

☆北方領土返還要求運動に関する標語を募集します。

▼**応募要項** はがき1枚に1作品(住所、氏名、性別、年齢、電話番号、職業を明記)・インターネットでも募集しています。
(hyougo@khopou.go.jp)

▼**条件** 入選作品について、氏名、居住地の都道府県市町村名を公表できること

▼**応募資格** 不問

▼**募集期間** 平成20年9月30日まで(当日の消印有効)

▼**送り先** 〒110・0014 東京都台東区北上野1・9・12 住友不動産上野ビル9階 独立行政法人北

方領土問題対策協会 ☎03・3843・3630

催し物

遊歩会でいっしょに歩きましょう!

☆遊歩会は、健康づくりのために毎月1回ウォーキングを楽しんでいる自主的な会です。皆さんも一緒に歩いてみませんか?

▼**9月のコース** 奥津地域羽出西谷ウォーキング(約10km・標高差380m)

▼**とき** 9月20日(土) 午前9時～午後1時

▼**集合場所** 中の原農村公園 駐車場

※当日朝7時に警報が発令された場合は、中止となります。

▼**お問い合わせ** 遊歩会代表 水島 ☎0868・56・0523 または鏡野町役場健康増進課 ☎0868・54・2025

2008津山消防音楽隊ふれあいコンサート

▼**とき** 9月7日(日) 開場午後1時30分 開演午後2時

▼**ところ** アルネ津山7Fベ

ルフォーレ津山

▼**内容** 第1部クラシック系、第2部消防広報、第3部幅広い年齢層に楽しんでいただけの曲

▼**入場料** 無料 全席自由席

※アルネ駐車場ご利用の方は、2時間のサービス券を受付で用意します。

▼**お問い合わせ** 津山圏域消防組合総務課 ☎0868・31・1258

第24回県民ふれあい手話まつり

☆聴覚障害者、手話関係者、一般市民と一緒に楽しもう

▼**とき** 10月19日(日) 午前10時～午後3時(講演午前10時30分～午前12時)

▼**ところ** 真庭市久世公民館

▼**内容** 講演、ニュースポーツ・フリーマーケットなど

▼**入場料** 無料

▼**お問い合わせ** 岡山県聴覚障害者福祉協会事務所 Fax 0868・54・3961



お知らせ

奥津温泉「花美人の里」営業時間変更のお知らせ

☆10月1日(水)から営業時間を変更します。

▼**営業時間** 午前10時～午後8時まで

帰化の申請手続きについて

☆当町にお住まいの外国国籍をお持ちの方が、日本国籍を取得するための帰化手続きは、本年9月30日(火)までは岡山地方方法務局津山支局(津山市田町64番地)で取り扱っています。但し、本年10月1日(水)以降は、岡山地方方法務局(岡山市南方一丁目3番58号)で取り扱うよう変更になります。

▼**お問い合わせ** 岡山地方方法務局戸籍課 ☎086・224・5659

7月1日から改正最低賃金法が施行となります

☆最低賃金制度を定める最低賃金法が大きく改正され、7月1日から施行されています。

▼**お問い合わせ** 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp> 岡山労働局 <http://www.okayamaplb.go.jp>

岡山労働局貸金室 ☎086・225・2014

終戦当時の引揚者の方々へ

☆税関では、お預かりしている次の通貨(紙幣)・証券などをお返ししています。

・終戦後、外地から引き揚げてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨(紙幣)、証券など。

・外地の集結地において総領事館などに預けられた証券などのうち日本に送還されたもの。

※返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。お心あたりの方は、税関へお問い合わせください。

▼**お問い合わせ** 宇野税関支署 ☎0863・31・5375

公証役場の利用について

☆「遺言や大切な契約は公証役場で」公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。遺言や金銭・土地建物の貸借・離婚に伴う養育費など大切な契約を公正証書しておくことで、権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。

公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。遺言や金銭・土地建物の貸借・離婚に伴う養育費など大切な契約を公正証書しておくことで、権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。